

育児・介護休業法が改正されます！

平成17年4月1日施行

改正のポイント



育児休業及び介護休業の對象労働者の拡大：休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業が取れるようになりました。

育児休業期間の延長：一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業ができるようになります。

介護休業の取得回数制限の緩和：対象家族1人につき、要介護状態に至ることに1回、通算93日までの間で労働者が申す出た時期、介護休業ができるようになります。

子の介護休暇の創設：小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることににより、1日に5日まで、病氣・ケガをした子の介護のために、休暇を取得できるようにになります。

問い合わせ

長野労働局雇用均等室
 ☎026 227 0125
 fax 026 227 0126

移動採血車による献血にご協力を！

諏訪赤十字血液センターの移動採血車による献血が富士見町保健センターで行われます。血液は人間の生命を維持するために必要な成分です。

また、長い期間にわたって保存することができませんので、献血にご協力をお願いします。

今年から血液の安全性をさらに向上させるため、免許証・保険証・パスポートにより本人確認をしています。献血にご協力いただける方は、3月18日までに連絡をお願いします。

会場 富士見町保健センター (役場西隣)

実施日 3月24日(木)
 受付時間 午前10時～11時30分
 献血方法 200ml全血献血
 又は400ml全血献血

問い合わせ

住民福祉課保健予防係
 ☎62 9134 (有)9134

4月1日より里道(赤線)・水路の管理が変わります

道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物を法定外公共物と言い、機能を喪失しているものについては、平成17年4月1日以降各財務局に引き継がれること

になります。

道路・水路としての機能を失ったもの 財務省

道路・水路の機能を有しているもの 各市町村の管理となります。

境界確定や売払い申請などは、直接財務省(財務局・財務事務所・主張所)で行うこととなりますが、公図、現況等で財産管理者が明確でないため、財産の所在する各市町村にて確認してください。

照会先

関東財務局長野野村事務所管財課
 ☎026 234 5123

「ごそんじですか!」 検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方は、検察審査会にご相談ください。相談や申し立てについての費用は一切無料で秘密は堅く守られます。

検察審査会では、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の審査委員が、検察官が事件を起訴しなかったことのおしあしを審査します。

問い合わせ先

諏訪検察審査会事務局
 (長野地方裁判所諏訪支部内)
 ☎52 1670

町制施行50周年記念行事

昭和30年4月に富士見町が誕生し、本年4月で50周年を迎えます。この大きな節目の50周年を記念し、多くの町民が参加できる記念行事を企画しました。

当日は、グリーンフェアやフリーマーケットも予定されており、ぜひご家族でお出かけください。

開催日 4月29日 (みどりの日)

会場 役場前広場ほか

行事内容 記念式典、イベント (踊り、ダンス、太鼓演奏、吹奏楽など)、小学生ドッジボール大会

ゲートボール大会
 会所蔵品展、豚汁、やきとり、綿菓子などの無料サービスもあります。

問い合わせ

総務課企画統計係
 ☎62 9332 (有)9332

改正料金の概要(税込)

(1ヶ月につき)

種別	基本使用料		超過使用料	
	排出量	使用料	排出量	使用料1m ³ につき 改定前 / 改定後
一般汚水	10m ³ まで	改定前 1,312.5円 改定後 1,543.5円	10m ³ を越え 20m ³ まで	136.5円 / 163.8円
			20m ³ を越え 30m ³ まで	142.8円 / 170.1円
			30m ³ を越え 50m ³ まで	149.1円 / 178.5円
			50m ³ を越え 100m ³ まで	155.4円 / 184.8円
			100m ³ を越える分	161.7円 / 193.2円

下水道料金の改定について

平成17年5月徴収分より下水道料金が、平均19%値上げされます。今回の改定は平成10年度料金改定以来7年ぶりの改定となります。今後町では下水道経営の健全化に向けていっそうの努力をまいりますので下水道事業及び下水道使用料改正にご理解と御協力をお願いします。